

公益社団法人日本動物用医薬品協会外部役員の総会等への出席謝金等に関する規程

令和 8 年 6 月 3 日 制定

（目的及び意義）

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本動物用医薬品協会（以下「協会」という。）の定款第 3 1 条の規定に基づき、外部役員の総会等への出席謝金等に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義）

第 2 条 この規程において、外部役員とは、外部理事及び外部監事をいう。

（謝金対象者）

第 3 条 協会の外部役員をこの規程による謝金対象者とする。

（謝金の対象となる会議）

第 4 条 謝金の対象となる会議は、総会、理事会、監査及び理事長が協会の業務の遂行にとって必要又は有益であると判断し、出席を依頼した会議とする。

（会議出席謝金）

第 5 条 第 4 条に定める会議に出席した第 3 条に定める謝金対象者又はその対象者の法人には、対価として謝金を支払うことができる。

（会議出席謝金の単価）

第 6 条 会議出席謝金は 1 日 1 0, 0 0 0 円を限度とする。

また、理事長は、必要に応じて会議出席謝金を減額又は増額することができる。

（交通費及び宿泊費等の支給）

第 7 条 第 3 条に定める謝金対象者には、第 6 条に定める謝金の単価に加えて、交通費として実費及び宿泊費等として協会の旅費規程に基づく金額を支給する。

また、理事長は、必要に応じて、交通費及び宿泊等の実費相当額を減額できる。

（公表）

第 8 条 この法人は、この規程をもって、公益法人及び公益財団法人の認定等に関

する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和8年6月3日から施行する。